総合計画と策定スケジュール

朝来市では、朝来市自治基本条例第 18 条により、総合的かつ計画的な市政運営を図るため市の政策を定める最上位の計画として総合計画を策定しています。

- ○第1次朝来市総合計画 平成19年度~平成25年度(7年間)
- ○第2次朝来市総合計画 平成26年度~令和3年度(8年間)
- ○第3次朝来市総合計画 令和4年度~11年度(8年間)

1 総合計画について

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため市の政策を定める最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層により構成されます。



- ・・・・ 目指すべき将来像、その実現に向けた基本的な方向性を示すもの。
- ・・・・ 基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示すもの。 計画期間を前期と後期に分け、具体的な目標を立てます。
- ・・・・ 基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画。 、 (朝来市では1年ごとに更新)

○朝来市自治基本条例(抜粋)

(総合計画)

- 第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な 施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事 業計画を定める実施計画により構成するものとする。
- 3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。
- 4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。
- 5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。
- 6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

2 第3次朝来市総合計画策定スケジュール

年月	あさご 未来会議	総合計画 審議会	総合計画 策定会議	職員 プロジェクト	各課	
令和2年 8月	基 本 —— 構 —			あさご		
9月	基本構想に関する対話			あさご未来会議運営		
10月	→ る対話	基本構		堂		
1 1 月		基本構想及び施策体系に関する審議	基 本 構 	基本精業の		
12月		策 体系 に -	基本構想及び施策体系素案の決定	構想及び施策体系	第	
令和3年		関す	体系	東 か え		
1月		る審	素	系 ▼ り に ■	S H	
2月		議	柔の決定	基本構想及び施策体系に係る協議 第2次ふりかえり 係る協議 第2次ふりかえり ほる協議	第2次ふりかえり	
3 月				議画に	案 作 成	
4 月	基 本 計	基 本 計	基	あさご	基	
5月	基本計画に関する対話	基本計画に関する審議	本計画素	あさご未来会議運営	基本計画素案修正	
6月	⇒対話	る審議	基本計画素案の決定	置営	案修正	
7月		パ	ブリックコメ	 		
8月		▼ ▼ 基本構想・基本計画案の策定				
9月		9月議会上程・審議				

※総合計画審議会 令和2年度3回(12/16、1/14、2/12)、令和3年度3回程度開催予定